平成２３年（フ）第３２６９号
大阪市東淀川区小松４丁目９番２号　パティオ小松102号
債務者　富田　眞美
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４０１号
大阪市東成区中道２丁目20番３号
債務者　小松　朋子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４１３号
大阪府門真市石原町19番９号
債務者　難波　憲久
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４１８号
大阪府守口市大宮通３丁目21番２号
債務者　大野　昌郎
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４３２号
大阪市平野区瓜破南１丁目４番６号　飯田ハイツ103
債務者　中島　徳幸
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４９７号
大阪府東大阪市東豊浦町１番23号　セプトレジデンス106号
債務者　髙桒　元子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５２１号
大阪市淀川区新高５丁目６番26―207号
債務者　蔵原　良助
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５６０号
大阪市西成区南津守４丁目３番13―406号
債務者　山壁　　進
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５７１号
大阪市都島区都島中通２丁目５番11号
債務者　田中　　正
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５７２号
大阪府門真市元町14番１―101号
債務者　安田真奈美
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５７７号
大阪府高槻市宮田町１丁目17番２号
債務者　江口　純隆
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５８６号
大阪市此花区酉島６丁目３番４―913号
債務者　前野まつみ
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６６号
北海道旭川市東光17条６丁目１番31号
債務者　大橋　正昭
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６８号
北海道旭川市春光４条８丁目９番１号
債務者　伊藤　輝夫
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７１号
北海道旭川市東旭川南２条６丁目２番１―202号　市住1202号
債務者　中江　義子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７５号
北海道旭川市永山６条20丁目３番４号
債務者　美馬　祐子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７６号
北海道空知郡上富良野町宮町２丁目３番２号
債務者　川面　彩香（旧姓喜多）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部